

## 天理大学ふるさと会正会員推薦に関する覚書

### 1. 趣旨

天理大学ふるさと会会則第5条第2項第1号③に基づき、覚書を定めるものとする。本学を卒業もしくは修了しなかった者で、ふるさと会の目的や事業に賛同できる場合は、会員2名の推薦を受け、代議員会の承認を経て正会員となることができる。

### 2. 推薦書の申請

被推薦者および推薦者は「天理大学ふるさと会正会員推薦書」を本会事務局に提出する。

### 3. 会費

被推薦者が正会員になった場合、入会金を未納の場合は入会金を納付すること。

### 4. 変更

この覚書の内容を変更する場合は、常務会の議を経るものとする。

## 附 則

1. この覚書は、令和6（2024）年4月1日から適用する。